**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十二年三月八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十二日

神奈川県小田原市荻窪一一六二番地の二関東学院大学法学部今村哲也研究室内

特定非営利活動法人行政科学研究所

清算人　森田　学

**解散公告（第三回）**

当組合は、平成二十二年三月十九日岡山市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十二日

岡山市北区本町八番三号

岡山市本町8番地区市街地再開発組合

清算人　大村　祐章

**解散公告（第三回）**

当法人は、寄付行為に定めた存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十二日

山口市中央五丁目一四番二二号

財団法人山口市公営施設管理公社

清算人　宇野　浩二

**第五十期決算公告**

平成二十一年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

| | |
|---|---|
| 流動資産 | 五三二、六六〇 |
| 固定資産 | 一、一二四、五一〇 |
| 有形固定資産 | 八一一、二三九 |
| 無形固定資産 | 五六、四〇八 |
| 投資等 | 二五六、八六一 |
| 合計 | 一、六五七、一七〇 |

負債及び純資産の部

| | |
|---|---|
| 流動負債 | 五一、七七九 |
| 固定負債 | 九八〇、九九四 |
| 株主資本 | 六二四、三九七 |
| 資本金 | 一九八、〇〇〇 |
| 利益剰余金 | 四二六、三九七 |
| その他利益剰余金 | 四二六、三九七 |
| （うち当期純損失） | （一九、九九二） |
| 合計 | 一、六五七、一七〇 |

平成二十二年四月十二日

岐阜県瑞浪市土岐町四八五八番地の四

株式会社エムケー

代表取締役　柴田　孝

**配当公告**

福島県郡山市島一丁目一二番三号

破産者　日研設備株式会社

右の者に対する福島地方裁判所郡山支部平成二十一年（フ）第五五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二四〇、〇五〇、一一一円

一、配当することのできる金額

金三二、二三〇、二四一円

平成二十二年四月十二日

福島県郡山市麓山二丁目一番一二号

破産管財人　髙野　正幸

**配当公告**

東京都渋谷区渋谷三丁目六番三号

破産者　日本ソフアック株式会社

右の者に対する東京地方裁判所平成二十一年（フ）第一五四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三、〇一五、二七二、六一七円

一、配当することのできる金額

金四九三、四四五、五九一円

平成二十二年四月十二日

東京都港区新橋三丁目八番八号リバティ8四階・五階・八階

破産管財人　岡　伸浩

**配当公告**

東京都渋谷区渋谷三丁目六番三号

破産者　日本スタッフマネジメント株式会社

右の者に対する東京地方裁判所平成二十一年（フ）第一七四五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三一一、九三一、四八九円

一、配当することのできる金額

金五、三九二、四六七円

平成二十二年四月十二日

東京都港区新橋三丁目八番八号リバティ8四階・五階・八階

破産管財人　岡　伸浩

**配当公告**

東京都文京区本駒込四丁目三八番一号

破産者　株式会社文京土地建物

右の者に対する東京地方裁判所平成十八年（フ）第九〇二八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五三二、四九三、九六二円

一、配当することのできる金額

金一五、七一三、一五七円

平成二十二年四月十二日

東京都新宿区高田馬場一丁目三三番一三号

千年ビル四〇五号

破産管財人　小髙　正嗣

**配当公告**

山梨県甲州市塩山三日市場二〇二〇番地一

破産者　三枝産業株式会社

右の者に対する甲府地方裁判所平成二〇年（フ）第四八号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五一一、四五八、五五六円

一、配当することのできる金額

金四三、〇九九、八二六円

平成二十二年四月十二日

山梨県甲府市丸の内一丁目二一番二七号鶴田法律事務所　破産管財人　後藤　光利

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍青森県三戸郡南部町大字大向字中居構一番地一、最後の住所不明

被相続人　亡　中居　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十二日

青森県八戸市是川五丁目九番地二

相続財産管理人　飯田　修一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍群馬県太田市市場町五五二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　金井　鑌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十二日

群馬県太田市新井町五一六番地の四リプロ太田ビル三階

相続財産管理人　弁護士　新井　明

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉市若葉区桜木二丁目二番地一〇、最後の住所千葉市若葉区桜木二丁目八番一九号　被相続人　亡　尾形　好一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十二日

事務所千葉市中央区中央二丁目九番八号ジブラルタ生命千葉ビル七階　千葉第一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　黄　拳彰

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県印旛郡栄町酒直一七六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　浅倉　和衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十二日

事務所千葉市中央区中央四丁目一〇番八号光建ボイス千葉中央七階　石川英夫法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石川　英夫

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長野県安曇野市穂高八六一八番地七、最後の住所長野県松本市神田一丁目八番三三号カープハイツ一〇二号

被相続人　亡　柳澤　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月十二日

長野県安曇野市豊科高家五二一一番地六七

相続財産管理人　山根　伸右